

2020年10月27日

日本郵便株式会社
信越支社 御中

日本郵政グループ労働組合
信越地方本部

2021年用年賀販売取組に関する緊急要求メモ

JP労組信越地方本部は、10月25日（日）に信越4会場において、「郵便交渉担当者会議」を開催した。その中で、「エリア外営業の禁止」「区内占有率の向上」に関する取組みで複数の支部から疑問の声が多く挙げられた。

「かんぽ不適正営業問題」、「ゆうちょ決済サービス不正利用問題」で、お客さまからの信頼を著しく損ね、グループ一丸となって信頼回復に向け、活動している中で、郵便・物流機能についても、会社のガバナンスが聞いていない事業運営や営業に関する不適切な職場マネジメントのあり方については抜本的に見直さなければならないと考える。

これまでも、信越地本はそれらの課題を指摘したうえで、その改善を求めてきた経緯にあるが、適正な営業活動を推進するにあたり、あらためて会社と認識を共有する必要があることから、下記のとおり緊急要求メモを提出するので、すみやかに誠意ある回答を示されたい。

記

1. 営業エリアについて

(1) 集配社員の営業エリアは「各局の集配エリア」であり、俗人的に言えば「所属班の集配エリア」となるものと認識している。

郵便局に対し「単マネ局の営業エリアには集配センター併設局の集配エリアを含む」という指示がなされているとのことであるが、窓口およびコンビニへの来客誘導を最優先としたうえで、①営業活動は勤務時間内に行うべきであること、②立替払い等のコンプライアンス違反を助長するものであってはならないと考える。支社の考え方を明らかにするとともに、あらためて施策趣旨に沿った「営業エリア」の定義を示すこと。

(2) 予約活動に係るルール違反事例が報告されたことから、早期の是正を求める。

《事例》

ア 営業エリア外の「親戚」は申込書に【親族】と記載した上で、特例とし

て自局で受注・販売する。

イ 営業エリア外のお客さまの予約について、申込書に当該社員の住所氏名を記載させ、または住所を記載させずに自局で受注・販売する。

(3) 窓口局の営業エリアは、自局から徒歩で行ける範囲と認識するが、管理者の判断により、その範囲を超えての営業が可能との指示がされており、実態として窓口局から単マネ局に対し、徒歩の行動範囲を大きく超える住所を含む「営業不要箇所リスト(仮称)」が送付されている事例が報告されている。

不適正営業を根絶させるためにも、窓口局の営業エリアは金融営業のエリア設定と同一にすべきと考えることから、見直しをすること。

2. 区内占有率の向上について

(1) 区分口・配達原簿を利用した予約活動により、予約表枚数の数値目標を設定した指示・指導されている実態が報告されており、配達資料の営業活動への流用に該当するものと認識している。

直接的な枚数ではないが、数値目標を設定することで社員・組合員は「何も変わっていない」と受け止めていることから、この営業管理手法について中止すること。

(2) 前記2(1)同様に「件数管理」を実施している郵便局において、推進グラフ(班別)が掲出されている実態が報告されている。グラフの掲出については、過去に整理したとおり、単位(個人・班・部)に関わらず、行わないよう、あらためて現場管理者への指導を実施すること。

(3) 区内占有率の向上させることに傾注するあまり、深刻な要員不足の状況で懸命に集配作業にあたる社員に対し、モチベーションを下げる言動が発せられる事例が報告されていることから、不適正な営業を惹起しないよう、また職場環境を悪化させるような言動・行為を撲滅するために、あらためて現場管理者への指導を実施すること。

以上